

# 小禄小学校だより ～冬休みのしおり～

学校長 濱崎 雅彦  
平成 30 年 12 月

12月26日から～1月6日は冬休みです。楽しく安全に冬休みを過ごすことを願っていますが、12月に入り安心安全に関して気になる情報もあります。

- ・近隣中学校からの不審者情報提供（解決済み）
  - ・夕方5時以降に児童がまだ学校から帰宅しないという連絡や約束の時間になっても帰ってこない。
  - ・放課後の怪我が増えている。（入院・骨折）
  - ・他人の家やマンションに入り、車に傷をつけたり、落書きをしたりしている。
- など生徒指導上気がかりなことが相次ぎ、学校としては冬休み中の児童の安全面について大変心配しています。

児童が、事件や事故にあうことなく、安全で楽しい冬休みとなりますよう、ご家庭でも下記のことを参照に、健康や安全面へのご指導・ご協力をお願いします。

## 1 生活面

- ◇ 親戚などいろいろな人と多く会うこの時期に、あいさつや返事、正しい言葉遣いを身につけさせましょう。
- ◇ 家族の一員としての自覚をもたせ、進んで家の仕事に参加させましょう。（家の仕事の役割をもたせる）
- ◇ お年玉は、目的をもって貯蓄させたり、計画的に上手に使ったりできるようにさせましょう。



## 2 安全面

- ◇ 交通ルールを守らせましょう。（自転車の乗り方、整備、ヘルメット着用もしっかり守らせましょう。）
- ◇ 工事現場周辺等、危険な場所で遊ばないようにさせましょう。
- ◇ 知らない人からの声かけに注意し不審者には近づかないようにさせましょう。  
いかにおすし
- ◇ 外出の際は、必ず保護者の許可を受け、行き先や帰りの時刻を伝えるようにさせましょう。
- ◇ 大型スーパー、デパート、娯楽施設等へは子どもたち同士で行かないようにさせましょう。
- ◇ 友だちの家に、子どもたちだけで外泊させないようにしましょう。
- ◇ 午後6：00以降は子どもだけで、外出させないようにしましょう。

## 3 マナーとして

- ◇ 地域の公園・施設は、マナーを守って安全に使わせましょう。
- ◇ 他人の家やマンションなどに許可無く入らせないようにしましょう。

## 4 健康面

- ◇ 早寝・早起き・朝ご飯の励行で生活リズムが狂わないように気をつけさせましょう。
- ◇ 外出後の手洗い、うがいを習慣化させましょう。（風邪やインフルエンザ、ノロウイルス、その他の病気予防）



〈裏面もご覧下さい〉



ちゅうらさん運動

# 子どもを守るために、正しい知識を!!



青少年の健全育成と非行防止を図るため、  
沖縄県青少年保護育成条例では、下記のことを定めております。

※条例による保護の対象“青少年”とは、満18歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く)を言う。

## 第9条 深夜外出の制限

(深夜とは午後10時から翌日の午前4時までをいう)

### 保護者



正当な理由なく、深夜に青少年のみで外出させない努力と義務。

### 全ての人



何人も、正当な理由や保護者の委託・承諾を得ずに深夜に青少年を連れ出したり同伴し、とどめてはならない。  
違反：30万円以下の罰金



深夜に外出している青少年に対し、その保護及び善導に努めなければならない。



全ての県民及び深夜営業者は、深夜、営業所にいる青少年に対し、帰宅を促す義務がある。

- コンビニエンスストア営業者
- 飲食店営業者 など...

## 第11条

### 深夜における興行場等への立入り禁止

(保護者同伴でも入場できません)

### 興行者は青少年を深夜に立入らせてはいけない

(違反：20万円以下の罰金)

- 映画館/演劇場 ■ ボウリング/アイススケート場 ■ ビリヤード/ダーツ場
- カラオケボックス/居酒屋等 ■ 漫画喫茶/インターネットカフェ
- ゲームセンター(沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 午後8時～日の出まで)